

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２第１項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条第１項第２号の規定により、告示する。

令和７年１０月８日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
２３２	株式会社リビングプラス	石津 壮二	神奈川県横浜市都筑区 仲町台一丁目３４番３号 サニーウイステリア２０２	令和１２年１０月１４日

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の３の２第１項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条第１項第２号の規定により、告示する。

令和７年１０月２１日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定の有効期限
２３４	NEED株式会社	菅沢 和彦	千葉県千葉市花見川区 さつきが丘二丁目 ３３番２０号	令和１２年１２月２１日